

# 遠野市 小規模事業者生産性向上経営改善資金 利子補給金 (マル経 設備資金 利子補給制度)



小規模事業者生産性向上経営改善資金利子補給金は、市内で事業を行う小規模事業者を対象に、小規模事業者経営改善資金（マル経 設備資金）を活用し生産性向上に向けた取り組みを応援するための利子補給制度です。

## 【利子補給制度の概要】

対象事業者	<b>遠野市内に事業所を有する小規模事業者</b> (商業・サービス業 従業員 5人以下、製造業 従業員 20人以下) ※ただし、次の場合は対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税を滞納があるとき</li> <li>・整備した設備を処分(譲渡・売却・滅失等)したとき 又は 他の目的への転用を図ったとき</li> <li>・返済が滞ったとき</li> <li>・完済したとき</li> <li>・個人事業者の借受者が死亡し、その相続人が変更申請を怠ったとき</li> </ul>
対象資金	小規模事業者経営改善資金のうち、 <b>設備資金</b> (運転資金は対象外) ※ 令和2年4月1日から令和4年12月末日までに資金貸付が決定されたものであること。
貸付期間	<b>10年以内</b> ※ 令和2年4月から令和14年12月までの間の返済が利子補給の対象となります。
貸付限度額	<b>2,000万円</b>
利子補給率 (上限)	<b>1.0%以内</b> ※ 資金の返済利息が1.0%未満の場合は、当該資金の返済利息の割合が利子補給率となります。 ※ 1月から12月までの年間支払利息額に対して、翌年1月に事業者から遠野市に対し、利子補給金の交付申請・請求手続を行い、審査の上で、翌月(2月)中に利子補給金(補助金)が遠野市から振り込まれます。
利子補給期間	<b>10年以内</b> ※ただし、令和2年4月から令和14年12月までの間の返が利子補給の対象となります。
その他	① 利子補給期間内に、市が定める要件に該当する場合、利子補給(補助金)の打ち切り(既に交付されている場合は返還)を命じる場合があります。 ② 市は申請者又は商工会、金融機関に対し調査を行う場合があります。 ③ 利子補給金は所得に該当するため、申告が必要です。

まずは、商工会に  
ご相談ください。

## 【制度ご利用の相談窓口】

遠野商工会 ☎62-2456

<https://www.shokokai.com/tohno/>



## 【小規模事業者経営改善資金の概要】

日本政策金融公庫 …マル経(小規模事業者経営改善資金)の概要

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html)



## 【その他利子補給金のお問合せ先】



遠野市産業部商工労働課

☎62-2111 (代)

<https://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/46,0,295,524.html>

